

タイトル	ザクセン統計局時代のエンゲル(3)：軋轢と訣別
著者	太田，和宏；OHTA, Kazuhiro
引用	季刊北海学園大学経済論集，61(1)：1-13
発行日	2013-06-30

《論説》

ザクセン統計局時代のエンゲル(3)

— 軋轢と訣別 —

太 田 和 宏

1. はじめに

2. 統計学の確立（以上、第 60 巻第 3 号）

3. 1856 年国際慈善会議報告記

4. 消費の統計学へ（以上、第 60 巻第 4 号）

5. ザクセン王国の政府と議会

ザクセン時代末期にエンゲルが直面した問題を理解するためには、まずザクセン王国の政府と議会の権力的状況について、概略を押さえておかなければならない。ふたたび、G. シュミット著・松尾展成編訳『近代ザクセン国制史』に頼ることにしよう。

同書によれば、19 世紀の後ろの 2/3 の時代の国制を形造ったのは、1830 年に始まる「ザクセン改革」であった。それまでの国家は封建官僚制的なもので、議会は領主制的な農業者に支配された保守的な身分制議会であり、最高官庁は国王の官房としての枢密内局であった。すでに経済的に有力になりつつあった市民層は、国家の指導的地位からほとんど締め出されていた。

1830 年バリ 7 月革命の影響を受けた「九月騒乱」の結果、リベラル派のリンデナウ（Bernhard August von Lindenau 1779-1854）が主導する「ザクセン改革」が始まった。その柱の一つが、南ドイツを模範として起草されたザクセン憲法の制定であった。これによって国制が一新された。まず王室が国家行政から分離され、代わりに国王は王室費を得た。三院からなっていた貴族中心の封建的な身分制議会は、人数は少ないが、より有能な議員によって構成される、互いに同権の二院制の邦議会に再編された。上院（当初は 42 人）は、身分制的な議員、大学などの組織から選ばれ国王によって任命される議員、および国王によって選出される終身議員の 3 種で構成され、貴族が依然として圧倒的優位を保った。下院（75 人）は、騎士領所有者議員（20 人）、都市議員（25 人）、農民議員（25 人）、商工業代表議員（5 人）で構成され、騎士領所有者はその代表を直接選挙し、他の階級は第二次選挙人を通じて間接的に選挙した。25 歳以上の男子は下院の選挙権を持っていた。定例の議会は 3 年ごとに開催され、会期ごとに下院議員の 1/3 が改選されて入れ替わった。封建議会に比べれば、下院には農民、商工業者、市民が大幅に進出したが、厳密にみれば普通選挙とも国民代表ともいえなかった。

法律と国家予算案は両院の議決によって初めて発効した。

行政府としては、法務、財務、内務、陸軍、宗教・文部、外務の6省が創設された。各大臣は議会による承認を必要とせず、国王のみが任命し、大臣は副署によって協同する国王のすべての行為について、議会に対して責任を負うことになった。首相は存在せず、閣僚会議議長は序列は最も高かったが、権限や待遇においては他の大臣と同等であり、優越した地位を持っていなかった。

以上のような、封建制とも近代的ともいい難い中途半端な国制は、とりわけ選挙・議会制度は、48/49年の革命によって一時的だが大きく変革された。上下院とも身分制的な構成は廃止され、下院は75の選挙区に区分されて、各選挙区から一人の議員が21歳以上男子の直接選挙によって選出された。下院の3つの選挙区は2人ずつの上院議員(50人)を選出した。この選挙制度によって招集された議会は従来のものとはまったく異なっていた。騎士領所有者の代表は一人も選出されず、民主派の市民層が大量に進出して主導権を握った。それは「特権所有者に対する市民層のほとんど完全な勝利」であり、ザクセンは「当時としてはドイツ諸邦の中で最も進歩的な国民代表を持つことになった」(同訳書70ページ)のである。

混乱のなかで一時機能不全に陥っていた政府は、二人の有能で重要な人物を国王が閣僚に任命したことで、態勢を立て直しつつあった。一人は宗教・文部大臣兼外務大臣に任命された、外交官(公使)出身のボイスト男爵(Friedrich Ferdinand Freiherr von Beust 1809-86)であり、事態收拾の断固たる決意を持ち、国王の信任篤い柔軟でしたたかな保守主義者であった。もう一人は、蜂起のさなかにも内務省ただ一人の高級官吏として職務を続けていた参事官フリーゼン男爵(Richard Freiherr von Friesen 1808-84)であり、内務大臣に任命された。彼は民主派に比較的近い有能な行政家であり、改革の必要性を認識していた。ヴァインリヒを統計局長に登用し、大幅な行動の自由を与えたのが彼である。ボイストとフリーゼンの間には、蜂起鎮圧後の内政の進め方をめぐって深刻な意見の対立があったが、関税同盟政策の不一致によりフリーゼンが52年秋に辞職したあと、ボイストが内務大臣になり、以後政府はボイストの保守的路線を進んでいくことになる。

さて、49年5月の蜂起が鎮圧され、事態が收拾の方向に向かうと、国王はボイストに促されて、積極的にイニシアティブを発揮し始めた。50年6月には、まだ民主派が多数を占めていた両院を解散し、革命のさなかで制定された選挙法を無効と宣告した。そして、1831年に制定されていた旧選挙法にしたがって選出することを命じて、身分・職業別代表の旧構成による議회를招集した。下院議員75人のうちの30人は、憲法上の疑念のゆえに招集に応じなかった。ライプツィヒ大学教授を中心とする反対派にたいして、弾圧の嵐が吹き荒れた(宗教・文部大臣はボイストだった)。そうして結局、国王はしやにむに旧議회를復活させたのである。

復活した議会の議員構成は、騎士領所有者と土地所有者が6割ほどにのぼり、旧議会と同様、保守的な貴族・農業者が多数を占めた。これは工業化が進展していたザクセンの社会・経済構造と著しく乖離していた。そのせいもあってか、両院の多数派は「政府よりも反動的であった」(73ページ)。議会は政府の意向にしたがって、集会・結社、出版、基本的人権を制限する反動立法を次々に承認した。「政府は、1860年までは邦議会を思うようにあしらうことができたのである」(73ページ)。わずかな例外を除いて。例外の一つがエンゲル昇給問題であった。

一方、政府はといえば、閣内がばらばらで、「各大臣は、単独で執務していて、他の大臣が苦境に陥ると喜ぶ」(27ページ)ふうであった。「大臣たちは、しばしば全体に害を与えつつ、自

分の個人的利益、および、権力と名声への個人的志向に重きを置いた。このことは、最も影響力がある、そして、非常に功名心の強い大臣ボイストに、とりわけ当てはまった」(27 ページ)。

エンゲルがけなげにも自らをその内部に置いたザクセンの国家機構は、以上のようなものであった。

6. 軋 轢

このような議員たちのなかには、労働者の窮乏にたいして同情篤く、社会改良を志向するエンゲルの言論・出版活動に、内心では快く思っていない人々がいたであろうことは容易に推察がつく。事実、エンゲルへの嫌がらせの第一弾は、彼の言論・出版活動に向けられた。

発端は前稿で検討した 1856 年慈善会議報告論文であった。この論文は議会の保守派議員によって目を付けられ、官庁出版物で私的な見解を述べてよいのかどうか問題にされた。なにしろエンゲルの論文は、『ザクセン王国内務省統計局雑誌』に掲載され、それは同時に、ライプツィヒ地方の官報の性格を持つ『ライプツィガー・ツァイトゥンク』の学術付録版でもあったからだ。

そうした動きを察知して、まずエンゲルの直接の上司であるヴァインリヒが、職務上の注意を与えた。「どのような理論的考察も、また、観察されたあらゆる現象部門とできるだけ結びつくべきいかなる推論も、統計局の公式の仕事ではない¹⁾」と。この「指示」にどれほどの拘束力が伴っていたかは不明だが、その意図のなかには、エンゲルとは異なるヴァインリヒの立場や見解を示してエンゲルの自粛を促そうとするもくろみもあっただろうが、同時に政敵からエンゲルを守ろうとする庇護者としての動機も込められていたように思われる。

さらに、『ライプツィガー・ツァイトゥンク』は政府機関紙なのかどうかという保守派の疑念にたいして、政府は(所管は内務大臣ボイスト)『ドレスデン・ジャーナル』紙上でつぎのように否定した。

「いまや『ドレスデン・ジャーナル』だけが政府の公式機関紙とみなされねばならない。一方、『ライプツィガー・ツァイトゥンク』はたしかに政府事業であり、そうしたものとして政府によって機関紙を通じて指導されているし、一定の監督に従っているが、その内容についてはより自由な活動の余地を持つべきである。したがって、『ライプツィガー・ツァイトゥンク』に掲載される論文は、政府から支持を受けているとか、政府声明であるとか、けっしてみなされてはならない。」²⁾

ここまでならエンゲルの自由な学術活動を擁護しているようでもあるし、エンゲルもそれほど異論はなかつただろう。エンゲルはすでに統計局の業績にたいする功績大であり、内外の評価も高かったものだから、政府としてもあからさまにエンゲルの進退問題にかかわるような発言をするわけにはいかなかったのだ。だが続くくだりはエンゲルがとうてい受け入れることのできるものではなかった。

「数字と事実は反対の意見を持つ者も利用できる中立的な素材であり、くぐくぐしい説明は役所の性格とはまったく相いれない。なぜならば公式の学問などこの世に存在しないのだから。」³⁾

これは、すでにみてきたように、これまで積み上げてきたエンゲルの統計学を真っ向から否定することを意味した。エンゲルにとっては、統計学とは「単なる数字ではなく、国家学の自覚を

持って、公的現象を観察し、特徴付け、総括するもの」であり、この自覚がない場合には、統計は「精神のない数字複合体以外のなにものでもなくな」るからである⁴⁾。

エンゲルにしてみれば、先のヴァインリヒの「指示」ともども、自分が誠心誠意尽くしているものから、突如冷水を浴びせられた思いだったろう。このような上司たちのもとでこれ以上働き続けてよいものやら、という思いが芽生えてきても不思議はない。いずれにせよ制約が強まることは目に見えていた。

だがエンゲルは締め付けにひるむような人ではなかった。説明することを放棄し、単なる表の掲載だけで済ますようなことは我慢ならなかった。ようやく築き上げた自分の道である。その道を前進することができないようなら、はじめからこの世界に在るべきではなかったのだ。

1857 年初頭におこったこのような事態にたいして、エンゲルがくだした応答が、同年秋に『統計局雑誌』に発表された論文「ザクセン王国における生産＝消費事情」であった。この論文は、統計学がまさしく観察と説明の学であり、見通しを立て、方策を示唆する学問であることを、批判に抗して宣言したに等しかった。人口政策についての言及が示すように、社会政策的意図さえ内包していた。

問題の発端となった議員たちからみれば、これはエンゲルの居直りが挑発と映ったにちがいない。こうしてエンゲルにたいする嫌がらせの第二弾は、議会そのものを舞台として展開することになった。

1858 年春は、3 年おきの定例邦議会が開かれ、予算案が審議される季節であった。政府予算案のなかには統計局予算案も含まれており、そこには 57 年 6 月に起案されたエンゲルの俸給引上げ案も盛り込まれていた。審議はまず下院から始められた。

政府が下院予算交渉委員会に示した原案はつぎのようなものであった⁵⁾。

前回予算にたいする増加分

I. 俸給および補償

・ 局長俸給	1,200	ターラー	200
・ 文書係り俸給	450		50
・ 検査官 2 名俸給	800		100
・ 発送係り 2 名 (内 1 名新任)	600		300
・ 給仕	200		—
・ 臨時職員 8—12 名	1,850		350

II. 泊り込み臨時作業手当	2,000		500
----------------	-------	--	-----

III. 書籍、カード等	600		300
--------------	-----	--	-----

IV. 暖房・光熱費	100		—
------------	-----	--	---

V. 事務所費	400		200
---------	-----	--	-----

VI. 印刷費	1,600		—
---------	-------	--	---

VII. 統計局雑誌助成金	200		—
---------------	-----	--	---

合計	10,000		2,000
----	--------	--	-------

このうち局長俸給には備考が付いていて、「統計局雑誌助成金からの応分の手当として局長に

支給される」(S.1012)とある。なんのことはない、この部分は増額ではなく、前回の別項目予算の流用にすぎない。いずれにせよ原案は前回 8,000 ターラーにたいする 2,000 ターラー増額を提起した。

予算交渉委員会において、内務大臣と委員との間でどのようなやり取りがあったのかは、下院本会議で委員会案を提示する際の趣旨説明で報告された(S.1012-13)。それによると、

“委員会はまず、現在の統計局の活動に疑念があることで一致し、局長が株式会社の役員として副業に従事していることの釈明を求めた。内相は副業を認めたくえで、局長の並はずれた能力のゆえにそれが統計局での仕事の妨げになっていないと弁明した。さらに委員会は人口調査の表が複雑すぎることを、営業・農業統計の試み(55年調査のこと)が不首尾に終わったことを指摘して、疑問を投げかけた。これにたいして内相は大意つぎのように反論した。

人口調査の表は必要なことだけを載せていて、正確で完成度が高いこと、8,000 ターラーの予算では現状を維持することしかできず、2,000 ターラーの増額拒否は局の活動は制限されるべきだということと同義であること、局のすべての活動が必ずしも十分な成果を収めていないからといって、統計の価値を狭めてはならないこと、統計が外国よりも遅れるようなことはあってはならず、さらに発展するよう努めねばならないこと。

内相の発言を踏まえて委員会は審議したが、内相に同意するには至らなかった。委員会は、ここ数年の統計局の活動は必要以上に「大きくなりすぎた」(zu groß)と判断した。さらに委員会は、局において目的達成のために正しい手段がとられているかどうか、細部に介入しすぎているのではないかと、疑念を持っている。以上を論拠として委員会は、原案のうち給仕を除く常勤職員の昇給のみを、すなわち、局長 200、文書係り 50、検査官 100、発送係り 1 名増員分 300、の計 650 ターラーの増額のみを認めて、本会議への提案としたい。”(“ ”で囲まれた部分は大意の要約。以下同じ)

以上が予算交渉委員会の委員長報告であった。

提案を受けて本会議で審議がおこなわれた。討論に立った議員は 8 人だった。エンゲルの昇給を認める委員会提案に反対したのが 6 人で、賛成したのは 2 人だった。だがその 2 人を含めて、統計局の活動の現状を批判する点においては、全員が共通していた。批判はつぎの 3 点にまとめられる。

1. エンゲルの兼業批判
2. 55 年調査および統計の現状の批判
3. エンゲルの活動の逸脱批判

このうち 1 は、内容面でみるべきところがなく、ほとんど嫌がらせそのものである。のちにみる内相ボイストの反論だけで十分であろう。

2 は、55 年の営業・農業調査を農業者たちがどのように受け止めたのかという、きわめて興味深い論点を含んでいる。この問題で最初に発言したリーデル議員(Abg. Riedel)は、局長の昇給に反対を表明したうえで、大意つぎのように発言した(S.1013-14)。

“我々の統計調査が金がかかりすぎるのは、調査票が複雑だからだ。どこの単純な農夫がこの複雑な調査票に書き込めるというのか。多くは自分でできずに、裁判所書記などにやってもらっている。私自身は自分で記入したが、私の村ではこの仕事に 7 ターラー支払われている。全国ではどれほどにのぼるだろう。この複雑で無用な票で正確な統計が得られるのか。否だ。それどころか私は、他の村で意図的に不正に記入されたのを知っている。たとえば、鶏

(Hüner) はどれくらい多くの卵を生んだのかという質問にたいして、雌鶏一羽 (Henne) が 2-300 個生むのを基準として、鶏の数にもとづいて総数を計算したという事例があった。1 年の日数よりも多いなんてナンセンスだが、ほかにも多くのナンセンスがあった。こんな調査でどうして統計は正しいといえるのか。業務をもっと簡素化する必要がある。複雑で、細部に立ち入る統計は必要ない。人口と家畜と穀物収量が正しく把握されれば十分だ。”

ほかの議員からも、記入された調査票に欠陥が多く、農民に再送された票が多かったこと、そもそも正確な帳簿をつけていない小農に、農業統計への協力を求めるのには無理があることなどが指摘された。これらはすべて、先に指摘した 55 年調査の信頼性にたいする疑義⁶⁾を裏付けるものであり、農業者が経営状態を詳細に知られるのを望んでいないということを示していた。

下院で 3 の問題に真っ向から踏み込んだのは、ザイラー議員 (Abg. Seiler) だけだった。論旨はこうである (S.1015)。

“委員会が政府原案を縮小した際の論拠は、私の意見と同じであり、提案に賛成する。私は統計を高く評価している。それは税法を前進させるだけでなく、国家が真の自己認識へと至る唯一の手段であるからだ。しかし、最近の局の活動は疑わしい結果を招いている。局長は幻想と仮説にもとづいて行動し、その結果誤った結論に陥ってしまっている。彼の活動は、ポジティブなものだけを追究し、数的に発見されたものだけを国民に示すという統計の本来の目的から外れている。彼は事実をよく知らずに結論を導き、そのことで実務家と無用の争いを引き起こしている。彼はまた激しい攻撃によって多くの者を敵に回している。その結果、統計の価値が疑われ、獲得できるはずの威信も獲得できなくなっている。局の出版物も高価な割には、欠陥が多い。それは政治的な祈願 (Oration—宗教用語) と結びついた統計的演繹をやっているからだ。結論として私は、局が路線を変更し、もっと実際的になり、専門家の忠告を取り入れることによって、調査の際に世間を怒らせ、負担をかけるようなやり方をやめるよう求める。聞き入れられなければ、つぎの議会ではもっとひどいことになるだろう。”

ほとんど脅迫である。これが局長の昇給を是とする委員会提案に賛成する議員の言い分であった。あとは推して知るべしである。

議論は多岐にわたっているが、全体的な構図は、議会がエンゲル一人に照準を合わせていっせいに攻撃するというものだった。エンゲルはその場にいなかったが、内相ボイストは臨席していた。彼はエンゲルの上司であり、エンゲルを擁護しなければならない立場にあった。議員たちの激しい個人攻撃にたいして、ボイストは長い演説で答えたが、そこには反論のようでもあるし、とりなしのようでもある微妙なニュアンスがあった。それは彼が柔軟で老練な政治家であることをうかがわせるに十分なものだった。以下では演説の流れに沿って、テーマ別に要約しよう (S.1015-16)。

〈統計の有用性について〉

“すでに議会で何度も議論され、承認されていることだから、統計の有用性について詳述する必要は認めない。ただ立法を職務とする議会に一言注意を申し上げたい。統計は正しく理解される場合には、文化状況の忠実な像を与えるものであり、それにもとづいて立法の必要性も正しく判断できるのである。”

〈統計が直面している現実の困難について〉

“実際の統計調査は様々な困難に見舞われている。生成期の軋轢、利害や意見の対立、納得できないやり方や負担、などがその原因である。委員会の報告は、人々が局の仕事に満足する

一般的基準を持っているわけではないことを示している。だが局の仕事は、作りあげられた統計そのもので判断されなければならない。局の仕事への信頼性が問われているというのであれば、この信頼性は統計の必要性和有用性にたいする国民の納得によって本質的に条件付けられているということに注意を喚起したい。だから個々の過失や学問的活動のせいで、議会が局の仕事に文句をつけるならば、それは統計にたいする国民の積極的姿勢を侵害し、調査票を欠陥だらけにし、局の使命を損ねることになるのだ。”

〈エンゲルの逸脱について〉

“局長が統計を総括したうえで企てている学問的な論文が問題とされているが、それは公文書の性格を持つのではなく、あらゆる意見に開放されている学問的討論の領域に完全に属している。そのような活動がおこなわれ、かつ認められているのは、統計は獲得された資料を学問的に扱うことで、その最良の成果が得られるのだと確信しているからである。統計報告に関する公的な論議は、活発におこなわれればおこなわれるほど、政府はそれで満足なのである。ついでながら、だれもが知っていることだけでも、わが局の仕事が外国できわめて高い評価を得ていること、その結果国際統計会議においてもわが局長に卓越した役割が与えられていること、を強調しておきたい。”

〈エンゲルの副業について〉

“局長の活動に関してあちこちで噴出している不満は、彼があまりにもはりきって多くのことをおこなうことからきている。副業はむしろ仕事の削減をもたらして、望ましいもののように見えるのだが。(哄笑) 本質面だけで答えるならば、国家公務員法は株式会社への参与を禁止していない。ただし、上級部局の同意を前提としている。同意の条件は、参与が仕事の妨げとならず、世間との軋轢を起さないことである。しかるに局長の活動は孤立した学問的なものであり、権力を笠に公衆と交渉できる状況にはないのだから、問題ない。”

ボイストの応答は以上であった。無用な挑発などは一切せず、なすべきことを見事になしたといえるだろう。これによって賛成票が増えたことは十分考えられる。

採決は、議長の裁量により、個別の昇給案ごとにおこなわれた（これも作為的な感じがする）。結果は以下の通り。

局長昇給案：賛成 32 票，反対 33 票で否決。

発送係りの 1 人増員：賛成 30 票，反対 35 票で否決。

文書係り昇給案：賛成多数で可決。

検査官昇給案：賛成多数で可決。

結局、エンゲルの昇給案は 1 票差で却下され、部下である 3 人の職員についてそれぞれ 50 ターラーずつ、計 150 ターラーの昇給が認められただけであった。嫌がらせもまた、実に見事な按配で実現されたのだった。

さて、舞台は上院へと移る。議論は当然ながら下院と重複するところが多くなるが、他方、上院では大学、法曹界などの代表が指定席を持っていただけに、議論のレベルが幾分上がった面もあった。とくに注目される発言だけを紹介しよう⁷⁾。

まず、上院予算交渉委員会が審議結果を報告し、下院で議決された内容をそのまま委員会提案として提示した。その理由は、財政上の配慮からではなく、下院議決の動機に賛同するからである。その動機とは、統計局の活動には「やりすぎ」の危険が明白であり、それに対して「實際上

の警告」(S.883)を与える必要があるということであった。

下院の議論を経たあとだけに、議論はより直截的となった。下院では、2,000 ターラーの増額原案を650 ターラーに縮小した根拠として、統計局の活動が「大きくなりすぎた」(zu groß)と説明されていたのに対し、上院では、下院最終議決でさらに150 ターラーに縮小した動機を、局の「やりすぎ」(Zuviel)に対する警告と解釈しなおしたのである。

最初に発言したのは、ミュラー市長(Bürgermeister Müller)であった。両院を通じて発言した議員たちのなかで、エンゲルに理解と同情を寄せたただ一人の議員なので、紹介に値しよう。

“提案の根拠は「やりすぎ」だというのが、これを昇給拒否の理由にするのは間違っている。

私は経験上知っているが、「やりすぎ」という批判の真の意図は、「企業秘密」(Fabrikgeheimnis)を守るということにある。だから、「やりすぎ」で昇給拒否するのは局長に「恨みを報いる」(entgelten lassen) 行為である (S.884)。私は局長を個人的には知らないが、彼の有能は周知のことだし、仕事への愛と情熱も抜きん出っていて、なにびともそれを奪い取るようなことをおこなってはならない。今のやり方に賛成できなくても、手を差し伸べるべきだ。そうすれば局長も、もっとうまくやることを知るだろう。考えてもみたまえ、部下の昇給が認められ、局長のそれが認められないなどというのは、局長に対する好もしからざる印象を広めるだけではないか。委員会も認めるように、統計の必要性はますます増大している。政府は、局の活動が適正におこなわれ、確かに真なる情報が提供され、人々がそれに満足するように心を砕くべきである。”

市民的立場に立つ議員のなかには、少数ながらこのような人もいたのである。

一人置いて発言したのは、副議長フリーゼン男爵であった。52年に内務大臣を辞めたあと上院議員となり、いまは副議長を務めていた。職責が院全体を束ねることにあり、また彼自身が農業者の利害に属していたことから、エンゲルに対しては相当に厳しい態度をとるのだが、有能な政治家であるだけに、発言の内容には聞くべきものがあつた。統計が国家において果たす役割から論を始めた。逐語訳で紹介しよう。

「統計は卓越した能力、すなわち十分な価値と影響力を備えた卓越した力を持っている。統計は国内において充足を待っているあらゆる需要を発見し、治療を必要とする、あるいは必要としているようにみえるあらゆる欠乏を探知する偉大な能力を持っている。それは新たな需要、欲求、願望をつねに発見し、つねにそれらに注目を集める。しかしながら、これらの需要を充足する手段は持っていないのだ。統計はこの手段を作り出すことを政府に、なかでもとりわけ内務省に委ねている。そしてこの手段のなかに統計は含まれているだろうか？ この手段とはカネだ。いつだってカネ以外のなにものでもない。くりかえしいうがカネだ。つねにカネ(原文はGesetzeとなっているがGeldの誤記と思われる——筆者)に関する認可と法律だ。そう、我々がとてもとても立派で、とても望ましいものと認めざるをえない目的のための新たな法律なのだ。」(S.885)

何をそんなに力んでいるのだろう、異常なほどの力の入れ方である。これには思い当たる節がある。前々稿「統計学の確立」のなかで紹介した論文⑦「人口統計の意義について」を思い起こしていただきたい⁸⁾。そこでエンゲルは、統計とは「正義の女神の手中にある天秤皿であるばかりでなく、天秤皿を支える対錘でもある」として、社会問題を解決するうえでの統計の積極的な役割と使命について力強く語っていたのである。フリーゼンはこれを読んでいたにちがいない。そしてそこでの楽天的な使命感、限度をわきまぬ出しゃばりにカチンと来ていたのだ。彼

はこういいたかったのだ、統計は確かに天秤皿ではあるが、対錘ではない、対錘はカネであり、それを操る政治なのだ、と。

エンゲルの主張を表面的に、あるいは二つに分かれた天秤皿のような二項対立の形式論理でとらえると、フリーゼンは正しい。その正しさを確信していたからこそ力が入ったのだ。だが、エンゲルの真意はフリーゼンが理解したものとは別のところにあった。それは何だったのか。くしくもそれをフリーゼン自身が、そうとは知らずに語っているのである。演説の続きを聞こう。

「検事がたえず新たな犯罪を暴き、処罰にいたらせるかぎりにおいて、司法の枠内にいるのと同様に、統計は行政の枠内にある。だから統計には、たえず国内の新たな欠乏を発見し、新たな需要の充足を勧奨するための統計局があるのだ。統計は本来的に化学実験室なのだ。その実験室のなかで、我々のすべての国家的企てと国家的決定が最初のきっかけを与えられ、推奨されるのである。」(S.885)

エンゲルのいう「認識は力なり」とは、そういうことであると私は思う。

残りはボイストだけである。ボイストは局長への加給に賛成するよう促しながらも、政府と議会の間には本質的な意見の相違はない、と下院の時に比べて、明らかに士気が下がっていた。いわば「形作り」である。それでも3点ほど注目すべきことを発言した。

1点目は、統計局の活動の一部に対して批判があるのなら、局に直接、あるいは新聞などで間接的に伝えるのが正しいやり方であるということ。

2点目は、それとかわかって、エンゲル評価で一步踏み込んだこと。すなわち、「その盛んな情熱が正当と認められ、その業績が国内外で認められているような役人を、その活動が警告を与えられるほどに熱心すぎるからといって、非難するのは正しくない。その熱意と業績によって彼の加給が当然であるかぎり、私はそのような警告を処罰と呼ばざるをえない。それにしても、国にとってただ望ましいかぎりのこのような労働力を持つという幸運は、望んだからといってなかなか実現できるものではない。」(S.886) 権力者ボイストは、失われるものの大きさを知っていたのである。エンゲルもボイストの心配りがよほど嬉しかったのだろう、この発言に対して、辞表のなかで謝意を表している。

3点目は、エンゲルの学問的活動をあらためていっそう明白に擁護したこと。すなわち、統計局長の立場は二重であり、局固有の仕事とは別に、統計資料を加工し、論評の対象にするときは、完全に独立していること、その純学問的な活動は省を代表するものではなく、学術付録版でおこなうのが望ましいこと、を再確認した。(S.888)

以上が上院での審議のあらましであった。採決の結果、下僚の昇給150ターラーのみを認めるという委員会提案に反対したのは5人だけであった。

7. 訣 別

議会で審議がおこなわれている間、エンゲルは沈黙を守った。それはエンゲルの矜持であった。上院での審議が終わって1か月近くたった6月14日の日付をもって、エンゲルは上司ヴァインリヒあての書簡の形で辞表を提出した。全文は以下の通り⁹⁾。

「尊崇する枢密顧問官殿

議会の最近の出来事によって引き起こされ、強められた決心を、重い気持ちで貴下にご報告いたさねばなりません。私はザクセン王国統計局指導部のような、あまりにひどい非難と侮辱

の災難に見舞われている役所に、これ以上とどまることはできないと感じています。

同じ議会がその後、内務省土木検査官について1,200ターラー、郡管理局の若輩の参事官に1,500ターラーを躊躇なく承認したということを読んだあとでは、議員たちが私の1,000ターラーの給与さえもまだ高すぎるとみているという事実は、私に対するますますひどい無礼を意味しています。

尊崇する枢密顧問官殿にはすでにご存じのことと思われませんが、私は人生で大切なものの多くをこの仕事に捧げてきましたし、仕事のためと思って収入がはるかに高い多くのポストを断ってきました。ところが、祖国の状況をできるだけ正確に調査し理解するという張りつめた活動、誠実な義務履行、不屈の努力を、8年にもわたって続けたあげくに、このような報いを受けるのであれば、私の人格に関する大臣閣下のまことに慈悲深いご発言（それについては私は生涯を通して深く深く彼に感謝しなければなりません）をもってしても、私を再起させることはできません。その結果、私が尽力した事柄はいつまでも屈辱にまみれたままとなり、統計局の威信は外国で失墜し、それが長く続くでしょう。」

「収入がはるかに高い」ポストとは、たとえば54年に打診されたプロイセン統計局長が挙げられよう。その時提示された額がいくらだったかは不明だが、実際に就任したあとの年俸は2,500ターラーであったから、それと同じか近い額とみてよいだろう。この額は、ほぼ事務次官に相当する上司ヴァインリヒの2,000ターラーを凌駕していた。国力の違いはあるだろうが、統計局長とはそれほどの地位だったのである。また、「多くのポスト」とは、このほかに、統計局主任になるとき、ライプツィヒ市土木局長（städtischer Baudirektor in Leipzig）を打診されていたこと¹⁰⁾も含むだろうし、副業としていた株式会社の常勤役員になる道もあったかもしれない。辞表の文面はさらに続く。

「退却して活動範囲を狭めるのは、私の性格と精神傾向にそぐいません。もっとも、統計局に降りかかる状況を考えれば、いまはそうせざるをえないのでしょうか。そこで熟慮した結果、統計局での地位と公僕の身分を手放し、これまでも部分的に携わってきた工業活動に専念しようと思います。

尊崇する枢密顧問官殿、私の辞職の決心は、傷ついた自尊心からというよりは、自己本位なうぬぼれの気持ちから生まれたということを、厳粛な気持ちで断言いたします。私の決心はむしろ、統計監督委員会を組織して官庁統計の使命をよりよく果たせるようになるまでは、官庁統計の簡素化が必要だという確信と深く関係しています。のちにそうしたものを組織するとき、幾分なりとも私をあてにするつもりが省にあるのならば、私は喜んでそれに応じましょう。

公務からの最終的な離脱の時期については、その決定を省の意思に委ねたいと思います。ただ同時に、統計局の枝分かれした仕事を無理なく落ち着かせることが、私の大きな気がかりになるだろうと言明したいと思います。省図書館の開設も解決しておかなければなりません。同様に私は喜んで、給与やその他の報酬をなんら求めずに、省が命令する範囲内で、今年着手されるはずの人口・家畜調査の準備をし、その実施を監督する用意があります。統計雑誌の編集を第4巻の完成まで私が続けてよいかどうかは、省の判断に委ねます。

私は自分の統計局辞任を、状況が引き起こしたやむを得ざる行為にすぎないと考えているのですが、もしもこの申し出のなかでそのことが証明されているのであれば、私は他面で、省は私に対して立腹しているわけではなく、いままで何度も私を喜ばせてくれた恩寵をこれからも与えてくれるだろうという内心の願望を抑えることができません。尊崇する枢密顧問官殿、貴

下はつねにこの恩寵をもたらしてくれる人でした。私はいま、たいそう重大な歩みを始めることによって、そのことに感謝いたします。たくさんの善意と親切で私をおおいに喜ばせてくださったことに對して、衷心より感謝申し上げます。同時に私は、貴下が私の過ちを何度も大目にみてくださったことに對して、どれほどの謝意を表したらよいのか、よくよく考えてもわからないほどなのです。

ところでこれほど大きな恩義を感じているにもかかわらず、もうひとつ私が気にかけている望みのために、貴下の慈悲深いご尽力を思い切ってお願ひしてもよいのだとすれば、陛下が私の公務離脱に際して、『元参事官』の称号行使の許可を下されたもうように、お取り計りくださったら、それに勝るものはありません。

変わることをない敬慕と心からの尊敬をこめて。

敬具。

エルンスト・エンゲル博士

ドレスデン、1858年6月14日」

D. シュミットはこの辞職願ひについて、「これぞまさしく傷ついた自尊心の記録」(Ein Dokument gekränkter Eitelkeit, fürwahr.) と書いているが¹¹⁾、これはエンゲルに対していさかか酷というものだろう。エンゲルの心が傷ついていなかったというのではない。ただ、シュミットのようにとらえると、彼の決心が「自己本位なうぬぼれの気持ちから生まれた」と「断言」しているのは、内心の傷を隠そうとする強がりということになってしまう。ここはエンゲルのいつていることを素直に受け取るのが、彼の気持ちに近づくことになるのではないかと私は思う。というのも、エンゲルは *sowenig A als B* (AよりはむしろB) という構文を用いて、Aであること(傷ついたこと)を全否定しているわけではないからである。(正式の文章は、*Ich kann Ihnen ... versichern, daß der Entschluß meines Rücktritts eben sowenig aus einem Gefühle gekränkter Eitelkeit als aus dem selbstsüchtiger Überhebung entsprungen ist.*) 「自己本位なうぬぼれ」というのは、けっしてポジティブな言葉ではない。第3者の冷静な目でみれば、なにを思いあがって、ということになる表現である。自分の気持ちを表現するために、「不遜」とも「思い上がり」とも解しうるそういう言葉をあえて使ったエンゲルの真意は、別のところにあったと考えるほかない。本当は「こんなところでやられてられるか!」と啖呵を切りたかったに違いないのだ。

辞表を受け取ったヴァインリヒは、辞表の日付けから4日後の6月18日の日付で、内務大臣あての報告書を書いた。素早い対応といえる。もはや事態は収拾がつかなくなっているという認識があったろうし、早く辞めてもらった方が速やかに収拾できるという思惑もあったかもしれない。文面は以下の通り¹²⁾。

「内務省御中

その直接の上司である下記署名人あてに書かれた、添付の出願書原本によって、統計局長、定員外参事官、エンゲル博士は、公務からの退任を願ひ出しました。その動機は、統計局予算を承認する際の、両院における周知の出来事であると申し立てています。

扱いは謹んで省に委ねたいと考えますが、統計局にとってかけがえのないこの損失を回避できる見通しは皆無だということを、申し添えたいと思います。書簡の文面からは、きわめて固い決心であることがうかがえます。なんらかの別のやり方で翻意を促す手段は、極度に限られています。

辞職願の受理が早晩避けられないのであるならば、その先延ばしはお薦めできません。反対

に、それが議会の会期中におこったということを強く主張するのが得策です。そうすれば同様の事件の再発防止に役立つことでしょう。参事官エンゲル氏からは、図書館規則の完成を条件にすることや、統計局雑誌の今年の巻を完成させたいという希望が表明されるでしょう。それとは反対に、辞職後に手間のかかる仕事を委ねて無理な要求をすることはできないのですから、人口調査の仕事からは解放した方がよいでしょう。

そのほかに必要な措置に関しては、まずは私が退任者に代わって、この期間、予算削減によって必要となった局の再編・縮小を自らおこなおうと考えていますし、局長の選任の仕方について確たる見通しを立てなければなりません。しかるのちに提案したいと思います。外国から適任者を即刻招聘することについては、現下の事情ではまだ賛意を表明することができません。

ドレスデン、1858 年 6 月 18 日

ヴァインリヒ博士」

辞表がいつ受理され、残務処理がどうなったかはわかっていない。ヴァインリヒは提案通りにするつもりではあったろう。だが雑誌編集に関する限りは、そうはならなかった。1858 年発行の『統計局雑誌』第 4 巻は、第 1 号だけが単独で出されたあと、12 号まですべてが合併号で 5 冊出されていて、雑誌発行の困難を物語っている。掲載された論文は、ザクセン王国の直接税と間接税に関する連載ものの一本が小分けにされたただけである。そのなかの第 4 号・第 5 号合併号の末尾に、編集者交代の広告が短く掲載された¹³⁾。

「わが定期購読者へ。統計局雑誌は編集者の予期せぬ交代によって、不本意な中断を余儀なくされました。1858 年巻の欠落号は来年逐次定期購読者に渡るよう努めます。その他の点では、雑誌は 1859 年もこれまで通り継続して発行されます。」

最後に示されている編集責任者名は、前号までのエンゲルに代わって、ヴァインリヒになっていた。

統計局長のポストは結局、58 年 8 月からヴァインリヒが引き継ぎ、65 年までそれを続けた。もっともヴァインリヒは 57 年まで名目上は局長であったから、この人事に不思議はないが、彼がエンゲルのような労力を統計業務に注いだかどうかは疑わしい。

さて、辞職後のエンゲルについてだが、辞職願でほのめかしていた工業分野には向かわずに、金融方面へと向かった。それは、小営業者の自助・自立を支援するには、小口金融の役割を高めなければならないという、いわば「信用金庫」の理念にもとづいていた。そして新たに「ザクセン抵当保険会社」(Die Sächsische Hypotheken-Versicherungsgesellschaft) の設立に尽力し、発足とともに理事長に就任した。だがそこでの活動はわずか 1 年余りで終わり、1860 年 4 月 1 日、乞われてプロイセン王国統計局長に就任したのであった。

注

1) Daniel Schmidt, *Statistik und Staatlichkeit*, Wiesbaden 2005, S. 116.

2) *Dresdner Journal*, 3. 3. 1857

3) *Ibid.*

4) 太田和宏「ザクセン統計局時代のエンゲル——統計学の確立——」, 北海学園大学『経済論集』第 60 巻第 3 号, 35 ページ。

- 5) 以下, 下院での審議の様子はつぎの資料による。*Mittheilungen über die Verhandlungen des ordentlichen Landtags im Königreich Sachsen*1858, II. Kammer, 2. Band, Verhandlung am 19. März 1858. S. 1012-1017
- 6) 太田和宏前掲論文, 40 ページ。
- 7) 以下, 上院での発言はつぎの資料による。*Mittheilungen über die Verhandlungen des ordentlichen Landtags im Königreich Sachsen*1858, I. Kammer, 2. Band, Verhandlung am 18. Mai 1858. S. 883-890
- 8) 太田和宏前掲論文, 36-40 ページ。
- 9) *SächsHSA, MdI, Acta 689, Fol. 51*
- 10) E. Blenck, Zum Gedächtniss an Ernst Engel. Ein Lebensbild, in: *Zeitschrift der Königlichen preussischen statistischen Bureau's*, J. g. 1896, S. 231
- 11) D. Schmidt, “Kenntniß ist Macht”...Ernst Engel in Sachsen, S. 39
- 12) *SächsHSA, MdI, Acta 689, Fol. 50*
- 13) *ZdSB*, Vierter Jahrgang, 1858, S. 60